（裏面）

2．高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

| 番号 | 製品の種類 | 製品の型式等 | | | | | 量 | | 廃棄終了年月 | 参考事項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 定格容量 | 製造者名 | 型式 | 製造年月 | 表示記号等 | 台数又は容器の数 | 総重量（1台当たり重量×台数） | | |
| | | | | | | | | | | |

3．高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

| 番号 | 製品の種類 | 製品の型式等 | | | | | 量 | | 廃棄及び処分終了年月 | 処分受託者の名称 | 参考事項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 定格容量 | 製造者名 | 型式 | 製造年月 | 表示記号等 | 台数又は容器の数 | 総重量（1台当たり重量×台数） | | | |
| | | | | | | | | | | | |

備考　1．この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から20日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。

2．高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3．に記載すること。なお、その場合にあっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。

3．この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。

4．「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。

5．「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。

6．「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。

7．「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

8．「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。

9．「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。

10．「参考事項」の欄について、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。

11．その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。

12．都道府県知事が定める部数を提出すること。